

土砂災害の発生を予防するための対策を求める意見書

本年 7 月、静岡県熱海市において、盛土が形成されていた土地で大規模な土石流が発生し、死者 26 名、行方不明者 1 名という甚大な被害をもたらした。静岡県は、今回の土石流について発生原因調査検証委員会を設置し、来年 3 月に調査報告書を取りまとめることとしている。また、内閣府においても、盛土による災害の防止に関する検討会が設置され、盛土の総点検等を踏まえた対応方策等について検討が進められている。

盛土は建築工事や土木工事で発生する土砂等の処理として行われる場合があり、多くの地方公共団体では条例で規制されているが、その内容や罰則等は地域によって異なっている。

こうしたことから、土砂等は都道府県境を越えた移動が起こり得ることに加え、条例で定める罰則では地方自治法で定める制限により抑止力に乏しく、規制に限界があるとして、静岡県知事などから国に対し、土砂等の適正処理に向けた法整備を求める要望書が提出されたところである。

一方、内閣府の検討会では、土砂等の処理に係る法整備について、有識者からさまざまな意見が出ており、より丁寧な検討が求められている。

よって、国会及び政府においては、今回の土砂災害の調査結果等を踏まえ、土砂等の処理に係る全国統一の基準や規制の整備に向けた丁寧な検討を行い、土砂災害の発生を予防するための対策を速やかに講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 3 年（2021 年）12 月 9 日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
農林水産大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（防災）

（提出者）全議員